令和5年(ネ)第1029号 石炭火力発電所建設等差止請求控訴事件

控訴人 外33名

被控訴人 株式会社神戸製鋼所 外2名

# 控 訴 審 準 備 書 面(7)

令和6年10月9日

大阪高等裁判所第14民事部E3係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 池 田 直 樹

同 浅 岡 美 恵

和 田 重 太

控訴人ら訴訟復代理人弁護士 金 﨑 正 行

控訴人ら訴訟代理人弁護士 増本志帆

同 杉田峻介

同 喜多啓公

同 與語信也

同 青木良和

本書面においては、予備的請求における削減請求権について補充する。

# 【目次】

第1	はじめに	3
第 2	CO2排出削減請求権の根拠となる事実~科学と国際合意	4
1	気候危機はさらに悪化し気候破滅の回避のための対策が急務であること	4
2	パリ協定からグラスゴー気候合意を通じた1.5℃目標の位置づけ	5
3	気候科学による将来予測~1.5℃目標の根拠	6
4	世界のカーボンバジェットと削減経路の重要性	7
5	カーボンバジェットの観点からの最新の全世界での削減の方向性	9
6	日本のカーボンバジェットと排出削減方法	10
7	石炭火力の早期の廃止は不可欠であること	12
8	被控訴人らの現状での対策なき排出の継続	12
第3	排出削減請求権の人格権上の根拠	16
1	健康で幸福に生活する人格権の保護法益	16
2	人格権侵害の因果関係・具体的危険性	18
3	法的因果関係 — 帰責できるだけの相当性の有無	19
4	受忍限度を超える違法な排出部分に対する差止請求	23
第 4	削減請求権の法的性質	25
第 5	最後に	. 27

### 第1 はじめに

2023年10月に増井利彦証人(以下「増井証人」という。)の意見書(甲Cア-26)を提出してから1年が経過し、その間も、2024年にかけて日本及び世界で高温記録を更新し、豪雨災害も多発している。気象庁は2024年9月に、「令和6年夏の記録的な高温や大雨に地球温暖化が寄与していることーイベント・アトリビューションによる速報-」(甲Cア-34)を発表した。

他方で、被控訴人神戸製鋼は、2024年8月に、「神戸発電所3・4号機設置計画事後監視調査結果報告書(令和5年度)(2023年4月~2024年3月調査)」(甲Cコ-13)を公表した。これによれば、2023年4月から2024年3月までの間に、新設発電所(神戸発電所3号機・4号機)からは、年間約637万tという、莫大な量のCO2が実際に排出されているのであり(甲Cコ-13の215頁)、被告神戸製鋼らは気候変動を悪化させるCO2の大量排出行為を実行し続けている。

増井証人の尋問実施にあたって、増井証人においてこれらの最新情報を踏まえ、 従前の意見の内容をさらにアップデートしたうえで、意見書の記載事項についてよ り理解しやすいよう敷衍した意見書(2)を作成いただいたので提出する(甲Cア -26の2。加筆・修正がなされている箇所については、甲Cア-26の3を参照)。

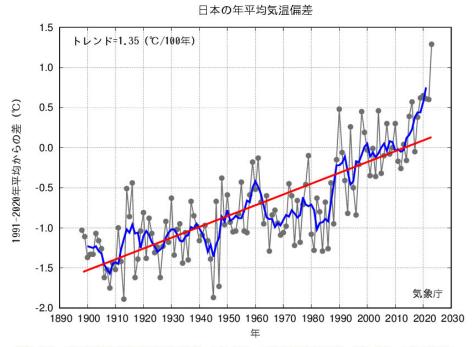
この1年間を振り返ると、2023年11月にドバイで開催されたCOP28では、パリ協定第14条に基づき行われた第1回グローバルストックテイクの結果を踏まえて、2030年までにエネルギー効率2倍化、再エネ設備容量3倍化などを決定した(甲Cエ27-1ないし2)。また、2024年4月9日、欧州人権裁判所がスイスの気候変動対策について欧州人権条約第8条違反と認め、同年8月29日、韓国憲法裁判所は、韓国の「カーボンニュートラル及びグリーン成長に関する枠組み法」に2031年以降の温室効果ガス排出削減の量的目標がないのは憲法違反とし、2028年2月28日までに改正を命じた。このように世界の司法の領域でも重要な進展がみられた。

本準備書面は、このような最新の情報を補充し、増井証人の尋問および結審を前に、特に控訴審で変更した予備的請求におけるCO2の排出削減請求権について、整理し補充するものである。

## 第2 CO2排出削減請求権の根拠となる事実~科学と国際合意

# 1 気候危機はさらに悪化し気候破滅の回避のための対策が急務であること

2023年は最も暑い年となり、産業革命からの地球平均気温と比較すると約 1.5℃も平均気温が高かった(気象庁資料・甲Cウ-125)。2024年もさらに暑い夏となり、世界は1.5℃上昇の世界を経験した。IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告(甲Cア-17)では、世界の平均気温の上昇を約1. 1 ℃としていたが、現実の気候変動の進展は、もはやそのレベルではないことが分かりつつある。



細線(黒): 各年の平均気温の基準値からの偏差、太線(青): 偏差の5年移動平均値、直線(赤): 長期変化傾向。 基準値は1991~2020年の30年平均値。

図1 日本の年平均気温の経年変化(1898~2023年)

# 2 パリ協定からグラスゴー気候合意を通じた1.5℃目標の位置づけ

2015年のパリ協定は、その前文において  $^1$ 、「気候変動という緊急の脅威に対し、利用可能な最良の科学上の知識に基づき効果的かつ進歩的に対応することが必要である」と述べている。ここでいう最良の科学は、2013年から2014年にかけてまとめられた「IPCC第5次評価報告書」(AR5、概要につき甲CT-10、第2作業部会報告書につき甲CT-8) に集約されている。

同報告書を受けて、パリ協定2条1(a)は、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏1.5度高い水準までのものに制限するための努力を、この努力が気候変動のリスク及び影響を著しく減少させることとなるものであることを認識しつつ、継続する」ことを述べた。

しかし、その後、2018年に発表されたIPCCの「1.5℃特別報告書」 (甲Cアー4) は、気候変動の影響を1.5℃未満に抑制することの重要性を科学的に一層明らかにした。同報告書は、気温上昇による気候変動の影響は1.5℃の上昇でも大きいが、2℃になるとさらに深刻になること、1.5℃の気温上昇に抑えるための残余のカーボンバジェットを踏まえ、今後の10年に十分に排出削減するとともに、2050年までにカーボンニュートラルを実現する必要があることを報告した。

危険な気候変動の影響はその間にも加速化、激甚化しており、2021年のCOP26では、1.5 Cの上昇に抑える努力を追求することを確認したグラスゴー気候合意を採択した。同合意は「IV緩和策」において次のように述べている  $^2$ 。

16. 気候変動の影響は、摂氏 1.5 度の気温上昇の方が摂氏 2 度の気温上昇に比

<sup>1</sup> 訳は環境省の以下のウェブページによる。

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop/attach/paris agr20160422.pdf

<sup>2</sup> 訳は以下のウェブページによる。

https://www.env.go.jp/content/000049858.pdf

べてはるかに小さいことを認め、気温上昇を摂氏 1.5 度に制限するための努力を継続することを決意する。

- 17. また、世界全体の温暖化を摂氏 1.5 度に制限するためには、世界全体の温室 効果ガスを迅速、大幅かつ持続可能的に削減する必要があること(2010 年比 で 2030 年までに世界全体の二酸化炭素排出量を 45%削減し、今世紀半ば頃 には実質ゼロにすること、及びその他の温室効果ガスを大幅に削減すること を含む)を認める。
- 18. さらに、このためには、利用可能な最良の科学的知識と衡平に基づき、各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力を反映するとともに持続可能な開発及び貧困撲滅の努力の文脈において、この決定的な 10 年における行動を加速させる必要があることを認める。

このように、1.5  $^{\circ}$   $^{\circ}$  目標とそのための 2  $^{\circ}$   $^{\circ}$   $^{\circ}$   $^{\circ}$   $^{\circ}$   $^{\circ}$   $^{\circ}$   $^{\circ}$   $^{\circ}$  の目標となるとともに、決定的な次の 1  $^{\circ}$   $^{\circ}$ 

## 3 気候科学による将来予測~1.5℃目標の根拠

- 「1.5度特別報告書」(甲CT-4) は、2 C の気温上昇と 1.5 C の気温上昇の違いについて、次のように述べている(下線は代理人)。
  - B1. 気候モデルは、現在と 1.5 $\mathbb{C}$  (注釈略)の地球温暖化の間、及び 1.5 $\mathbb{C}$  と 2 $\mathbb{C}$  (の地球温暖化)との間には、地域的な気候特性に明確な違いがあると予測する。これらの違いには、ほとんどの陸域及び海域における平均気温上昇(確信度が高い)、人間が居住するほとんどの地域における極端な高温(確信度が高い)、いくつかの地域における強い降水現象の増加(確信度が中程度)、及び一部の地域における干ばつと少雨の確率の増加(確信度が中程度)が含まれる。この違いは、具体的には、増井意見書4頁に一部引用されているように、熱波

や豪雨といった極端現象の頻度や規模・程度、海面上昇の度合い、生物多様性のロスや種の絶滅への影響、食料生産量・水不足・漁業等への影響、気候に関連したリスクや貧困の影響を受けやすい人々の数などの優位な差となって表れる。

また増井意見書4頁に一部引用されているAR6統合報告書・図SPM1a) からc) (甲Cアー23・9頁) に示されているように、この違いは、現在および近い将来を生きる控訴人らの生活に具体的な悪影響をもたらすとともに、現在および将来の世代がより暑い、異なる世界を経験することになる。

2023年および2024年の酷暑は、1.5℃上昇の世界を一部先取りしている。それがさらに悪化する2℃上昇の世界では、生活への影響が極めて厳しいものとなることが残念ながら実感できる時代になった。つまり、温暖化および気候変動は、控訴人を含む我々の生活に現に深刻な影響を与えており、それが継続的に悪化するという現実が我々に突き付けられている。だからこそ、1.5℃目標は、世界共通の政策的目標というだけでなく、それを知りながら実効的な対策を取らずに人類の生存環境の維持を脅かす排出行為について、人権に対する侵害と判断する指標となったのである。

#### 4 世界のカーボンバジェットと削減経路の重要性

カーボンバジェットの考え方は、上述のAR5において明確に打ち出された。AR5では、1870年以降の人為期限のCO2の累積排出量と世界平均気温の上昇とがほぼ正の相関関係にあり、したがって世界の平均気温の上昇を一定水準で止めるためには累積排出量の増大を最終的には抑止し、排出量と吸収・貯蔵量等が相殺されてそれ以上大気中のCO2の量が増大しないカーボンゼロの状態を早急に作り出すことが必要であることを明らかにした(甲Cア-10のスライド53ページと54ページ)。

現在最新の I P C C 第 6 次評価報告書第 1 作業部会 (AR 6WG 1) において、 1850年から 2019年の歴史的な累積二酸化炭素排出量は 2兆3900億トンと推計されており、 1.5 Cの上昇に抑えるための 2020年初頭における残

余のカーボンバジェットは、67%の確率で4000億トン、50%の確率に下 げても5000億トンである(甲Cア-17 D1.2、表SPM.2)。

1850~1900 年か にかけての地野	1850~2019 年にかけての過去の累積 CO₂排出量(GtCO₂)							
1.07 (0.8~1.3; $\overline{P}_{J}$	2390 (± 240; <i>可能性が高い</i> 範囲)							
1850~1900 年を 基準とする気温 上限までのおお よその地球温暖 化 (°C) <sup>a</sup>	上限までの追加	2020年の初めからの 残余カーボンバジェット推定値(GtCO <sub>2</sub> ) 気温上限までで地球温暖化を 抑制できる可能性 b					非 CO2排出削減量のばらつき。	
10 (0)	(9)	17%	33%	50%	67%	83%		
1.5	0.43	900	650	500	400	300	付随する非 CO₂排出削減の高低	
1.7	0.63	1450	1050	850	700	550	により、左記の値は 220 GtCO <sub>2</sub>	
2.0	0.93	2300	1700	1350	1150	900	以上増減しうる	

図2 残余のカーボンバジェット推定値(甲Cアー17から)

CO2の累積排出量を抑止するためには、今後の排出量を急速に削減していくしかない。現時点並みの排出を続けたうえで目標年限近くになって急速に削減を進めたとしても、早期に残余のカーボンバジェットを超過してしまう。つまり、累積排出量を残余カーボンバジェット内に抑えるためには、今後の排出削減のペース、つまり2030年、2035年、2040年などの2050年ネットゼロに向けた各中間地点での目標削減量を含む削減経路の在り方が極めて重要になる。

次図は、2023年3月に公表された I P C C 第 6 次評価報告書統合報告書(A R 6 S Y R、甲C  $\mathcal{T}$   $\mathcal{T}$   $\mathcal{T}$  2 4 が英文、和文は甲C  $\mathcal{T}$   $\mathcal{T}$  2 3)に示されている 1.5  $\mathcal{T}$  目標の実現のための削減経路である。時間の経過とともに、 1.5  $\mathcal{T}$  の上昇に抑えるために今後排出できる量(残余のカーボンバジェット)は刻々と減少している。即ち、AR 6 S Y R では、50%の確率で、オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って 1.5  $\mathcal{T}$  に抑えるためには、温室効果ガスについては 2019年比で 2030年までに 43%、2035年までに 60%の削減が必要とされ、CO2については 2019年比で 2030年までに 48%、2035年までに 65%の排出削減が必要とされている。

1.5℃目標達成のためには、CO2を含めたGHG排出量の急速かつ着実な 削減が求められること、それが最新の科学の結論である。

GHG·CO<sub>2</sub>排出量の削減率(2019年比)

		2019年比削減率(%) 中央値[]内は5-95パーセンタイル						
		2030	2035	2040	2050			
オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを	GHG	43 [34-60]	60 [49-77]	69 [58-90]	84 [73-98]			
伴って温暖化を1.5℃(>50%) に抑える経路	CO <sub>2</sub>	48 [36-69]	65 [50-96]	80 [61-109]	99 [79-119]			
海峡ルた2℃(、670/ ) (=  加きスタウ	GHG	21 [1-42]	35 [22-55]	46 [34-63]	64 [53-77]			
温暖化を2℃(>67%) に抑える経路	$CO_2$	22 [1-44]	37 [21-59]	51 [36-70]	73 [55-90]			

### 図3 IPCC第6次評価報告書統合報告書(甲Cアー23 29頁)から

5 カーボンバジェットの観点からの最新の全世界での削減の方向性

上記は世界全体での残余のカーボンバジェットであり、この内側で各国が 1. 5  $\mathbb{C}$  目標と整合する削減経路をとることが必要となる。

パリ協定のもとで各国が提出する「国が策定する貢献」(NDC)を足し合わせても、IPCCの指摘やCOPで合意した削減経路に届いておらず、削減目標の引上げが求められている。

パリ協定14条に定める第1回グローバルストックの結果として、2023年のCOP28では、IPCC第6次報告書統合報告書における2019年比2030年に温室効果ガス43%削減、2035年60%削減、CO2については2019年比2030年に48%削減、2035年には65%削減の必要性を認識し、各国の削減目標の引上げ、2030年までに再エネの設備容量3倍、エネルギー効率改善2倍化と石炭火力のフェーズアウトの加速などが確認された(甲Cエ-27の1ないし2)。

石炭火力発電所からのCO2排出に関しては、2021年のCOP26のグラスゴー気候合意では、「二酸化炭素回収・貯留(CCS)などの対策が講じられていない石炭火力の段階的な削減」が合意された。

2023年のIPCC第6次評価報告書第三作業部会報告書(甲Cア-22、 特に17頁B7)によれば、石炭火力発電所等の化石燃料インフラの2018年 から寿命になるまでの総排出量は、1.5 ℃目標に対応するカーボンバジェットをはるかに上回る6600 億トンである。そのうち発電部門からの排出量は3600 億トンで、うち石炭火力発電所からの排出は2600 億トンとされている。つまり、1.5 ℃目標を達成するためには、既存の化石燃料インフラからの総排出量を大幅に削減することが不可欠であり、その中でも発電電力当たりの排出CO2の割合が高い、つまり炭素効率が低い石炭火力発電所からの排出削減は、世界的にも急務なのである。

そこで、COP28でも対策なき石炭火力発電のフェーズダウンに向けての努力の加速と、エネルギーシステムにおける化石燃料からの脱却(transition away) とこの10年での取組みの加速などが合意された。

このように、石炭火力発電所からのCO2排出の急速な抑制は世界的な課題となっている。それは本件のような2018年以降のいわゆる「高効率」の新設石炭火力発電所であったとしても例外ではない。石炭火力発電技術内での「高効率」にすぎず、それでも天然ガスの約2倍の炭素効率の著しい悪さがその特徴だからである。よって、カーボンバジェットの観点からは、急速な排出削減対象となる(増井意見書5頁、6頁の図4参照)。

## 6 日本のカーボンバジェットと排出削減方法

日本のNDCは現在、2030年において2013年比で温室効果ガス46% 削減、2050年カーボンニュートラルである。世界的にはその目標をより厳し いものへと見直すことが求められている。ところが、それ以前に現在の目標の実 現の見通しそのものが年々厳しくなってきているのが実情である。

日本の温室効果ガスは9割以上がエネルギー起源であることから(増井意見書8頁、図6)、エネルギー関連の大量排出施設全体が排出削減を行う必要がある。特に、石炭火力発電所についてはカーボンバジェットの費消を避けるためにも、極めて急速な排出削減が求められている。

日本のカーボンバジェットは、増井氏の意見書によれば、先進国に有利な現状

の排出量にあわせて日本の累積排出量が割り当てられるとしても140億トンに 過ぎない(50%の確率による場合)。

一方、発展途上国に配慮した(すなわち、多くの先進国に不利な)人口で配分(1人当たりの累積排出量が均等化)に依拠する場合、日本に割り当てられる累積排出量は66億トンとなる。日本のエネルギー起源CO2が年間10億トンであることに照らせば、このままの排出量が継続すればわずか6年半で費消してしまうことになる。

なお、控訴人らは1. 5 で目標と整合する日本の残余のカーボンバジェットの量を、人口割で6.7%の確率による計算で6.5億トンと主張してきた。増井意見書は5.0%の確率の場合をあげているが、2.0.50年までの人口構成比の変化(日本の人口減少)を組み入れた計算であり、結論的にはほぼ同旨となっている。過去の排出量を除外するとしても、途上国との公平性の観点から、今後は少なくとも人口割合で配分されるべきある。

増井氏による下の図は、日本の残余カーボンバジェットと日本の削減目標との関係を図示したものである。50%の確率で1.5℃の上昇に抑えるというやや緩やかな排出削減の場合であっても、上記66億トンの残余カーボンバジェットを前提とすると、約13年でネットゼロに到達する必要がある。その場合、2030年においてはすべてのセクターが半減以上の削減が必要となる。

他方、現在の政府の削減目標(2030年までに2013年比46%削減。これは世界で標準的に示される2019年比でいえば39%削減にすぎない)によると、その削減は、現状から2050年までをほぼ直線で結んだ経路となる。しかしその場合の2050年までの累積排出量は150億トンに達する。増井氏は、これは日本の排出実績を基礎とする日本に甘い残余のカーボンバジェット(140億トン)を超えるもので、2030年までにより大きな削減が必要であると指摘している。

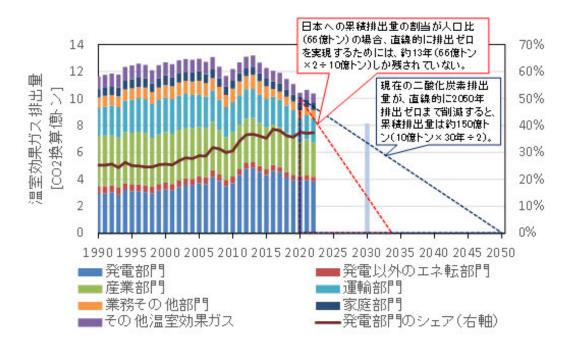


図4 日本の部門別温室効果ガス排出量の推移(電気・熱配分前)(甲Cアー26の2から)

# 7 石炭火力の早期の廃止は不可欠であること

図4からも明らかなように、日本における発電部門からのCO2排出は排出全体の約4割に及び、その割合は2000年代以降、増加している。

火力発電事業に関しては、日本を含むG 7 会合などでも、確立した再生可能エネルギー技術があり、経済性の高い再生可能エネルギーへの大部分の転換が可能であるとして、優先的に脱炭素化する必要性があることがこれまで重ねて確認されてきた。とりわけ天然ガスよりも発電単位あたりのCO 2 排出量が約 2 倍であり、大気汚染物質を多く排出する石炭火力発電については、IEA(国際エネルギー機関)も先進国では 2 0 3 0 年までに廃止が必要と指摘してきた。

しかるに、日本では逆に2000年代以降、石炭火力の設備容量が増大し、発電における石炭火力の割合も近年増加し、発電部門からのCO2の割合の増加をもたらしており、世界の流れに逆行している。

## 8 被控訴人らの現状での対策なき排出の継続

被控訴人神戸製鋼は、新設発電所(神戸発電所3号機・4号機)を含む火力発電事業における排出削減目標を設定していない。被控訴人神戸製鋼の最新の資料

を見ても、2030年までの間、新設発電所(神戸発電所3号機・4号機)と、 既設発電所(神戸発電所1号機・2号機)をともに石炭専燃(石炭のみを燃料と して稼働すること)で稼働するものとされており、その排出削減計画及び排出削 減量については一切示されていない(コベルコグループESGデータブック20 24(甲Cコ-14)の19頁「電力事業のカーボンニュートラルに向けたロードマップ」を参照)。2050年の時点についても「カーボンニュートラルに挑戦」 などと記載されているが、前提としてアンモニア専燃などおよそ実現可能性に乏 しい対策が示されているのみならず、「挑戦」と記載があるだけで、具体的な削減 量の目標値などは一切示されていない。

新設発電所建設前に行われた環境影響評価手続においても、また、2024年 8月に公表した神戸発電所3・4号機設置計画事後監視調査結果報告書(令和5 年度)、甲Cコー13)においても、新設発電所からの発電にかかるCO2排出量 のうち、大半の売電分については売電先である被控訴人関西電力での排出削減対 策に委ねている。また、被控訴人関西電力においては、被控訴人神戸製鋼から調 達した電力についての排出についての削減目標を設定していない。具体的にいう と、被控訴人関西電力においては、温室効果ガスの削減目標として、サプライチ ェーンを通じた温室効果ガス排出量算定における「スコープ1」(自社が直接排出 する温室効果ガス)・「スコープ2」(自社が間接排出する温室効果ガス)について は2030年度に2013年比で70パーセント削減するとの目標を掲げている が(関西電力グループ統合報告書2024・甲Cコー15)、これらの「スコープ 1」「スコープ2」には、新設発電所からのCO2排出量は含まれていない。電力 小売事業者が、売電用に外部から電力を調達している(自社で電力消費しない) 場合は、当該電力の発電時における排出量をスコープ3のカテゴリ3に計上する こととされている(経産省ウェブサイト・甲Cコー16、サプライチェーン排出 量算定におけるよくある質問と回答集·甲Cコ-17)。被控訴人関西電力は、こ れが計上される「スコープ3」について削減目標を設定しておらず、「スコープ1」

「スコープ2」「スコープ1」の全体で見て2030年度に2013年比で50パーセント削減するとの目標を掲げているものの、「スコープ1」「スコープ2」において削減するものとされている部分が占める割合が大きいことから分かるように、「スコープ3」での削減の割合は極めて低い。統合報告書の51頁の図でみると、「スコープ3」の2013年時点の排出量は4,030万tであるが、2030年のところでは2,970万tとされており、「スコープ3」全体で見ても25パーセントしか減少しない計画であることが分かる。

しかも、被控訴人神戸製鋼は、新設発電所だけでなく、旧型のより効率の悪い既設発電所(神戸発電所1号機、2号機)についても、何ら実効的な排出削減対策がないまま稼働させて、総体として大量のCO2を排出し続けており、かつ、前記の通り、これを2030年まで石炭専燃で稼働することを現在も明確に示している。また、実際には、2030年以降もその状態が継続すると見込まれる(アンモニア混焼についても、その調達の困難さや、一部のみ混焼したところで石炭を燃料とし続ける限り排出量は大きく削減されることがないことは従前から指摘してきた)。

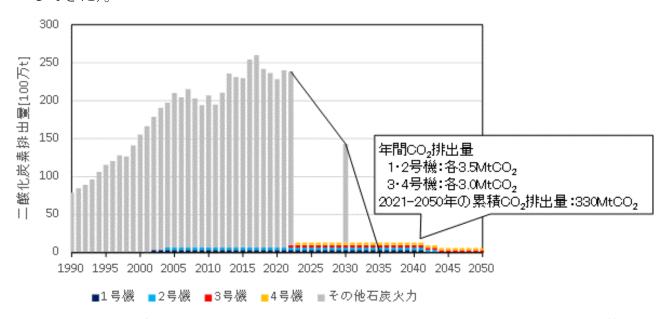


図5 石炭火力発電(事業用発電と自家用発電の合計)からのこれまでの二酸化炭素排出量、排出目標と被控訴人神戸製鋼らの既設発電所(1号機・2号機)・新設発電所(3号機・4号機)から2021年以降排出される二酸化炭素排出量(設備利用率70%、稼働年数40年で計算したもの)(甲Cア-26の2から)

図4は、日本の石炭火力発電からのCO2排出量の2050年までの推移と、 そのうち、被控訴人神戸製鋼からの排出部分を併記したものである。前述したカーボンバジェットの逼迫や2030年に向けての削減目標からすれば、被控訴人神戸製鋼を含む石炭火力発電事業者はいずれも、少なくとも2030年までに現状の排出量から半減させるべきであり、被控訴人神戸製鋼だけが現状通りの排出を継続することが容認されるわけではない。

化石燃料に依存している日本の発電事業者らは、共同して優先的に排出削減をすべき集団に属しており、集団としても個別事業者としても2030年までの半減を進めなければならない。仮に、被控訴人神戸製鋼のように自らの排出削減目標も実効的な対策も持たずに現状の排出を続ける事業者の存在を許せば、集団的にも排出削減が実現されないことになる。

しかも、本件予備的請求は本件石炭火力発電所のCO2排出量を、環境影響評価における排出量予測値(年間760万トン)を2030年までに半減させることを求めるものにすぎない。

そもそも環境影響評価準備書に対して、環境大臣意見書は次のように述べて警告を出していた(甲A6の1の2頁目、下線は代理人)。

- ・ 本事業は、このように地球温暖化対策における石炭火力発電を巡る国内外の 状況が極めて厳しい中、相対的にCO2排出係数が高い石炭を燃料種とする 発電設備を新設するもの。追加的なCO2排出量は年間700万トン程度に も及ぶことから、環境保全面から極めて高い事業リスクを伴う。
- ・本事業者においては、石炭火力発電に係る環境保全面からの事業リスクが極めて高いことを改めて自覚し、2030年度及びそれ以降に向けた本事業に係るCO2排出削減の取組への対応の道筋が描けない場合には事業実施を再検討することを含め、事業の実施についてあらゆる選択肢を勘案して検討することが重要である。

同じく平成30年4月4日付経済産業大臣勧告(甲A26号証3頁、下線は代

理人)でも、

- ⑤パリ協定に基づき中長期的には世界全体でより一層の温室効果ガスの排出削減が求められる中で、商用化を前提に、2030年までに石炭火力発電に二酸化炭素回収・貯留(CarbonDioxideCaptureandStorage; CCS)を導入することを検討することとしていることを踏まえ、本事業を検討すること(後略)。
- ⑥本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、 パリ協定や今後策定される我が国の長期戦略等地球温暖化対策に係る<u>今後の</u> 国内外の動向を踏まえ、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要 な措置を講ずること。

などを含めて、国際動向や国内情勢に合わせて、2030年および長期的にCO 2削減対策を継続的・抜本的に進めることが勧告されている。既に述べたとおり、 国際的なCO2削減対策はその後より一層厳しく求められているが、事業のアセス段階においてそのことは予測されて、被控訴人神戸製鋼らもそれを前提に事業 実施の判断を行ったのである。

以上の状況に照らせば、現在の日本に関して想定される残余のカーボンバジェットに照らしても、また、対策なき石炭火力発電のフェーズダウンに向けての努力の加速が確認され、この10年でのエネルギーシステムにおける化石燃料からの脱却を目指すとしたCOP28の合意に照らしても、2030年に向けての排出量の半減は十分に控え目なものといえる。

#### 第3 排出削減請求権の人格権上の根拠

## 1 健康で幸福に生活する人格権の保護法益

排出削減請求権の根拠は、1.5度を超える気温上昇のない世界で健康で幸福 に生活する権利という人格権である。

ここで、保護されるべき直接的な法的利益は、人類が持続可能な環境において、

個人がその一生にわたって健康で幸福に生活することができるという継続的な生活利益である。「生活」とは、生命の日常的・継続的な営みである。この営みが侵害にさらされるとき、それは生活妨害として法的な問題とされてきた。たとえば生活妨害としての騒音等にさらされたり日照・通風を奪われたりすることなく快適な生活を享受する利益が判例・学説上の保護利益とされてきた3。

かかる生活利益に関する被害の特徴は、ある日ある場所での特定の災害に伴う生命・身体・健康の具体的障害ではなく(それは身体権としての伝統的人格権の侵害そのものである)、気候災害の頻度の高い環境における日常生活の質の低下、つまり気候災害リスクの高い、より制約され対策コストのかかる生活の継続であり、かつその生活の質が不可逆的な気候変動の悪化により時間の経過とともにさらに悪化していく点にある。

とはいえ、排出されたCO2が直接的に生活空間に対する物理的・化学的妨害をもたらし、身体に直接的な脅威を与えているとは言えないため、爆音等の生活被害と同様の法的保護の対象にはならないのではないか、との疑問もありうる。

しかし、かかる考えは、「加害と被害の直接性のドグマ」とでもいうべき狭い考え方であり、温室効果ガスとしての大量のCO2の蓄積が持つ危険性への科学的理解と危機感を欠いている。物質としてのCO2の大量排出は、生活空間内の大気のCO2濃度を上昇させ、地球から宇宙空間への放射熱の拡散を抑制し、その結果、大気圏内の蓄熱効果をもたらすという点において、生活環境そのものに物理的・化学的影響を与え、熱や水や風からの物理的・生物的被害をもたらす。この点は、爆音が空気中の分子を振動させて伝搬し、人体に物理的・生物的影響を与えるというメカニズムと同様に物理的・化学的プロセスとして説明できる。気候変動という因果ルートがより複雑で連鎖が長く、かつ空間的・時間的な影響の範囲が巨大である点に実質的な違いがあるとしても、被害者の人生を通した生活

<sup>3</sup> 新注釈民法(15)322頁(橋本佳幸)、681頁以下(吉村良一)(有斐閣、2017年)

に継続的に、深刻かつ包括的な影響がもたらされる点において、生活妨害の実態 が備わっている。

しかも、生活妨害に対する人格権による差止や損害賠償については、通常、受 忍限度を超える違法性が要件とされており、生活被害の存在のみで何らかの法律 効果に直結するわけではない。

健康で幸福に生活する人格権について、通常の生命・身体・健康を保護法益とする人格権(生命としてのLife)と異なるのは、生命・身体・健康を維持する生活環境(生活としてのLife)へと人格権の保護法益が拡大しているとともに、人生の残り時間に対して人格権の保護法益が拡大している点にある。いわば気候変動下の被害は、身体権としての人格権の被害という日時場所を特定した「点」から、時間的・空間的な「面」的な日常被害へと変質するのである。もちろん、人格権としてそのコアには、個人の命と尊厳という法益が存在している。健康で幸福に生活する人格権の維持を通じて、生命や尊厳という人格権の中核的利益を守るという構造になっている。

他方で、平穏生活権は、客観的な環境リスクに対する通常人が抱く合理的な不安がないことという精神的利益を保護法益としている。それに対して健康で幸福に生活する人格権における保護法益は、精神的利益という主観的利益ではない。生活環境の著しい変化(猛暑日の連続、短期の集中豪雨、春や秋の短期化など)によって脅かされ失われつつある従前の生活をおくる利益が保護法益となっている。

## 2 人格権侵害の因果関係・具体的危険性

一審判決は、生命・身体・健康を保護法益とする伝統的人格権侵害(身体権としての人格権)に関して、気候災害等を通じて、一審原告らの生命・身体・健康に対する直接的侵害については、いつ、誰にどのように危険が及ぶかという点からは不確実性があり、具体的危険性を欠くと判断した。

CO2の人為的大量排出と気候変動による個々人の生命・身体・健康への侵害

は、①大量排出→②気候変動の悪化→③特定の気候災害という①から②、②から ③への2段階の因果関係の連鎖により生じる。そのうち①大量排出と②気候変動 の悪化は科学的に因果関係が認められる。累積排出量が平均気温の上昇につなが る以上、大量排出の継続はその悪化に必ず寄与するからである。しかし、②気候 変動の悪化から③特定の気候災害により個人が被害を受ける後半の因果関係につ いて、いつどのように災害が発生するかを立証することはおよそ不可能である(た だし、具体的危険性には規範的判断が含まれることからすれば、社会的に許容さ れない危険性の有無という観点から、具体的危険性について再評価すべきことは すでに詳しく主張した)。

一方、健康で幸福に生活する人格権の侵害においては、①´大量排出⇒②´気 候変動の悪化⇒③´現実の生活環境の悪化と生活上の被害の発生⇒④´具体的な 気候災害による生命・身体・健康の被害という因果の流れが問題になる。①´⇒ ②´は同じく気候科学による裏付けがある。①´②´から③´については、日本 が近年経験している異常な猛暑や短期間の集中豪雨などは、人為的な排出が寄与 してもたらされており進行する気候変動の影響であることが、イベント・アトリ ビューションの手法によって科学的に明らかにされている。

そして③´によって、一審原告らは現に生活上の不利益を被り、様々な生活上の対策を講じ(行動制限を含む)、さらには④´熱中症など現に健康に対する直接的な被害を被っている者も発生している。④´については必ずしも控訴人全員が現実の気候災害を受けるとまでは言えないが、③´の生活環境の悪化と生活被害は現実のものなのであり、控訴人ら全員が経験しているものである。

#### 3 法的因果関係 ― 帰責できるだけの相当性の有無

問題は、被控訴人らの排出行為と気候変動や控訴人らの生活被害への寄与の程度である。この点、一審判決は、CO2が有害物質汚染の場合と異なり、直接的に控訴人らの権利を侵害するものではないことと(間接性)、全世界のエネルギー起源の総排出量の5000分の1程度という排出量の割合から、個別排出と個別

の権利侵害との間に、相当因果関係を肯定するだけの強い連関性を肯定すること ができないと判断した。

ところで、相当因果関係とは結果を行為に帰責する規範的な判断である以上、 帰責可能性という判断を行うためには、一体、相当因果関係の肯定によってどの ような責任を問うているのか、という帰責の目的を見据える必要がある。損害賠 償という被害に対する補償の適正な配分の問題なのか、削減請求を含む差止とい う被害発生に対する事前抑止の問題なのか、という観点である。この点、一審判 決は帰責の目的について何ら述べていないが、仮に排出と被害発生との間に事実 的因果関係を肯定できるとしても、その影響(寄与度)が小さくかつ間接的なも のであるから、差止を問うだけの排出と被害とのの間に、法的非難可能性(責任) がないと判断したものと思われる。

しかし、被控訴人らに対する排出削減請求権は、1.5℃を超える気温上昇のない生活環境のもとで健康で幸福な生活を行う人格権をもとに請求されている。

この場合、前述したように、被控訴人らの現状水準での個別排出行為と、被控訴人等の健康で幸福な生活を継続し難くなる1.5℃を超える生活環境の発生との間において、両者の間に実質的連関性があるか、という観点から判断が行われるべきである。

一審判決は、CO2がもたらす被害の間接性と排出量の世界内でのシェアの絶対的な低さ(とはいえ年間6~700万トンというCO2排出量は日本および世界の目から見ても相対的に巨大である)から、排出と気候災害による被害との相当因果関係を否定した。この論理によれば、世界中の排出源を個別に対象とする限り、すべての排出源からの排出は常に世界全体の中では「大海の一滴」にすぎないことになり、世界中の誰に対しても法的責任を問いえず、CO2の排出に関する司法的救済は一切不可能になる。個別の行為の集積した結果がもたらす損害が巨大で不可逆的性質を帯びるにもかかわらず、その集積に寄与する各主体の責任は、「無視できる程度」であるとし、個別の排出の自由を優先することで、結果

として全ての排出源の責任を問えなくしてしまったのが一審判決の論理である。 実質的には、「皆による排出は誰の排出でもなく、皆の被害は誰の被害でもない ("Injury to all, injury to none")」とする「大海の一滴」の抗弁を認めたに等し い。一審判決が「地球上のあらゆる人為的な CO2 排出源」というとき、科学と合 意に基づき世界的な削減対象とされている巨大産業による人為的排出源と、個人 レベルでの微小な排出源との区別すらされていない。

それに対して、「個別の寄与は小さいとしても、その集積が巨大で不可逆的害悪をもたらす以上、個別の行為は結果に対する意味のある要因を構成している」として両者の連関を認めれば、結果への個別の寄与に応じて相応の削減義務を課すことにつながる。

カーボンバジェット論によれば、累積排出量の抑制が人類の持続性のために不可欠なのであり、すべての人為的排出源が削減を行うべきことは当然の前提となる。しかし、その中にあっても、特に科学的・工学的・社会的・経済的に優先的に排出削減を行うべきグループがある。大量に化石燃料を燃やしてCO2を排出する電力業界、特に炭素効率が悪い石炭火力発電所については、他に有効な代替手段等が存在するのであるから、共同して急速な削減に取り組む必要がある。このような排出削減の共同性と責任分担からすれば、世界の約5000分の1もの排出を行っている排出事業所であれば、他の事業所・事業者とともに、少なくとも科学が示す責任割合(ここではカーボンバジェット論から導かれる削減経路に沿ったペースでの削減)での排出削減が必要だと考えるべきなのである。世界のエネルギー起源で約500分の1の排出主体が一定期間内に排出を半減するとすれば、カーボンバジェットの逼迫に対する貢献は極めて大きい。その意味で、帰責性に関する相当性判断は、あくまでカーボンバジェットの逼迫を前提に、「バジェット節約」への寄与と結びつけて行う必要がある。

さらに、本件削減請求権は、カーボンバジェット論を前提に、気候科学等が示す1.5℃目標の実現のための削減経路を逸脱している、削減対策なき明らかな

超過排出分について、目標期限(2030年)を定めて、それ以降の超過排出部分に絞って差止を求めるものである。そこでは、気候科学が示す合理的な削減経路を超過する排出が、受忍限度を超えて違法であることが差止めの根拠となっている。

日本を代表する巨大排出源が、カーボンバジェットが示す削減経路を大幅に超過する排出を継続し続けることは、現時点で既に危機に瀕している1.5  $\mathbb{C}$  目標の実現を一層困難にする極めて危険な行為であることは明らかである。このような危険な行為と、1.5  $\mathbb{C}$  を超える生活環境の到来との間には、実質的な連関性を規範的に見出すことができる。

裁判所が、地球全体における「皆の被害」は、大気の気候という公的空間の質の悪化による公益的な損失にすぎない、とすることは現在進行している気候変動の現実にそぐわない。「皆の被害」は現に地球上で生きているすべての人々の個別被害の集積としての「皆の被害」でもある。大気の気候環境の悪化は、公的空間としての環境一般の悪化であるとともに、控訴人らが毎日生活をおくる生命・身体・健康に直結した個別空間としての生活空間の環境の悪化でもある(身近な空間のCO2濃度の上昇および地域の気温の上昇として個別にその悪化は立証できる)。

このような個別の生活環境の悪化は、総体としてのCO2の累積排出量によってもたらされている。しかし、全体としての累積排出量による加害は、個別排出の集積からもたらされていることもまた明らかである。その中でも特に相対的に大量の排出を続ける特定の巨大排出源からの個別排出は、累積排出量に占める割合が相対的には大きい。そのような場合、民法719条の法意から、巨大排出源については、自らが控訴人等の生活環境の悪化に対して何ら寄与していないことの立証責任を負うべきである(減免責の抗弁としての位置づけ)。

現在生じている気候変動の悪化に対する因果の流れを逆にたどれば、主要な巨大排出源の抜本的排出削減が集団的になされれば、CO2の累積排出量の抑制に

対して大きな貢献となり、生活環境の悪化防止にとって決定的な意味を持つこと になる。

加えて、大型石炭火力発電所においてカーボンバジェットの合理的削減経路を 大幅に超過する排出を継続している場合、一定の排出削減をすれば権利侵害を回 避しうることが予見でき回避可能性があるにもかかわらず、それを知りながらあ えて故意に排出削減を怠っている点において、排出削減責任を問う規範的根拠が 十分に存在する。

# 4 受忍限度を超える違法な排出部分に対する差止請求

本件における削減請求においては、削減対象となる「違法」となるCO2の排出部分を、2030年において、環境影響評価が行われた時点の計画排出量の50%を超える部分に限定している。これは、少なくともその部分の排出の継続は、控訴人らの健康で幸福に生活する人格権を、受忍限度を超えて違法に侵害するからである。

地球温暖化対策推進法2条の2は、前述したとおり、パリ協定の目標を基本理 念に組み込んだが、事業者の責務として、

第5条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。)を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。」と定めるにすぎない。

その意味では日本の法規制においては、公法上はあくまでも事業者の自主的な 対策に依拠しており、排出総量を義務として直接的に規制する法律はない。

しかし、前述したとおり、気候科学とパリ協定以降の世界の国家間合意は、1.5 ℃目標に向かう急速な削減を各国に義務付けている。そのような中での近年の気候変動の急速な悪化と気候災害による被害の拡大、アフリカを中心とした気候危機からの食糧不足や難民の増大など、1.5 ℃を超える世界の困難さが現実化

し、気候変動は基本的人権の侵害だとの認識が広がり定着してきている。

そうだとすると、国家目標にもなっている1.5℃目標の実現を妨げる大量排出行為については、たとえ公法上の規制がないとしても、私法上、人権侵害として違法性を帯びることは十分にありうることになる。

本件保護法益としての健康で幸福に生活する利益は、安定した気候が人間生活の所与の前提であった時代には、法的に保護に値する利益とは考えられなかった。 しかし、温暖化による気候変動が急速に悪化する中で、1.5℃の温度上昇が悪化した環境の中でも人間らしい健康で幸福な生活を送るための閾値となるラインであることが科学によって明らかになった。

ところで、本質的には健康で生活していく上で望ましい目標として設定されたはずの環境基準は、騒音・振動による生活環境侵害の違法性判断においては、1つの重要な指針値として参照される(控訴審準備書面13頁以下参照)。

そこで、まずは1.5度目標を指針値として、それを脅かす大量排出が実効的な対策なしに継続するかどうかが受忍限度を超える違法性の重要な判断基準となるのは自然である(控訴人準備書面(4)21頁以下参照)。そして何が1.5℃目標を脅かす排出となるかについては、カーボンバジェット論が1.5℃目標を実現するための排出削減経路を複数シミュレーションしている中で、優先的に排出削減をすべき産業セクターを挙げていることが参照されるべきである。問題となる大量排出源から、カーボンバジェットに基づく削減経路が示す削減ペースに明らかに合致しない排出行為が継続される場合は、その排出の態様及び程度において1.5℃目標を危機に陥れるものであり、違法性を裏付ける重要な要素となる。

他方で、被侵害利益の性質については、人格的な生活利益として生命・身体・健康そのものではないものの、生命・身体・健康に直結する利益であり、かつ当事者のみならず世界の市民にその侵害が広がっているという被害の性質も違法性の重要な判断要素である。

さらに、発電所としての排出行為の公益性(社会的に重要な電気の安定供給の 必要性)については、代替手段の存在としての再生可能エネルギーによる電力生 産が一定の合理的コストで行える状況にあることを指摘することができる。

加えてOECD加盟国には排出CO2の削減対策のない石炭火力発電所は2030年廃止に向けて優先的な削減対象とすることが国連事務総長から求められていることなど、石炭火力発電所からの排出削減は世界において優先的課題であること、前日したとおり、被控訴人神戸製鋼らにおいては、環境影響評価のプロセスにおいて、環境大臣及び経済産業大臣から、近い将来において急速な気候変動対策が求められる可能性を強く警告されており、現にCCSの2030年からの検討などの対応を自ら挙げていたことからすれば、国内外の情勢変化に伴った実効的な対策の前倒しをせずに、2030年において、環境影響評価書において予定していた排出量の50%を超える排出を継続することは、受忍限度を超える違法性を根拠づけるものと評価されるべきである。

ちなみに、被控訴人らは2030年という中期目標に関して、どこまで排出削減をどのようにして行うかについて何ら具体的な主張立証を行っていない。

## 第4 削減請求権の法的性質

本件における削減請求権(CO2排出の一部差止請求権であり、裏を返せば、現在排出が行われていることを前提として、その排出量を減少させることを請求する権利)は、一審の予備的請求の趣旨にあった毎年の段階的な削減請求権について、途中の各年度の削減レベルを省略し、2030年での削減量(半減)のみを特定し、それを目標として排出を削減することを請求権としたものである。

控訴審での予備的請求は、一審の予備的請求と異なり判決確定時から2030年にむけての経過地点にあたる各年度での具体的な削減数値を特定してそれを実現するという年度別の不作為請求は求めていないから、一審における段階的削減請求に対する一部請求という位置づけになる。

それとともに、主たる請求である現在におけるCO2排出の全部差止め請求に対しては、2030年の時点での半減請求であるから、量的な一部請求の意味を持つ。

加えて、現時点での全面差止に替わって、2030年時点で50%を超える部分 についての差止めを求めている点で、時間的にも一部請求という位置づけになる。

前述したパリ協定やグラスゴー気候合意にあるとおり、世界および日本政府における排出削減の手法は、目標年限を決めて、そこに向けて着実な削減対策を現時点から将来にかけて実施していくことを目指している。

被控訴人らは、現時点で巨大な排出を行っているところ、2030年における削減された排出量を定めることは、被控訴人らが現時点において年次別の排出削減目標とそこに向かうための具体的計画を立てて対策を実施するという現在における削減義務の履行を請求することを意味する。つまり、削減請求権は、削減の具体的対策なき石炭火力発電所からの継続的排出によって、現在からの2030年に向けて、継続的に、控訴人らの健康で幸福な生活をおくる人格権が侵害され続けることを根拠として、2030年までの削減対策を現在から継続的に実施することを求めている。その意味では、2030年という期限における不作為を義務付けることで、2030年に向けた現在の削減対策という作為を義務付けている請求である。具体的な作為内容については被控訴人による選択と裁量に委ねつつ、義務の履行準備に必要な時間的猶予を設けたうえで、測定し強制可能な排出量をもとに義務を強制する手法である。

かかる将来の期限を設けた削減請求は、欧州人権条約違反の不法行為に基づき国に対する2020年までの一定の削減を命じたオランダ最高裁判決(甲Cク-8)、明文化されていない社会通念上の規範等を根拠に2030年までに2019年比45%の排出削減義務を認めたハーグ地裁・ロイヤルダッチシェル事件など世界で幅広く認められている(甲Cク-4)。

## 第5 最後に

気候変動による地球環境の急激な悪化は日常生活において実感できるようになった。それを裏付ける気候科学の現状分析と将来予測の信頼性は極めて高い。かかる現実と科学に基づき、国際社会は1.5 $^{\circ}$ C目標を受け入れ、2030年までの10年間を人類の将来にとって決定的な10年と位置づけ、人為的なCO2排出の急速な削減を求めている。

我が国もまた上記事実と科学と国際合意を前提として受け入れているものの、現実の政治と経済と立法は、既存の化石燃料産業の保護を図りつつ、いかにカーボンゼロを目指すか、という観点から実効的な急速な削減対策を導入できていないし、被控訴人ら化石燃料からの大量排出者は、抽象的な排出削減は謳うものの、1.5℃目標やNDCに沿った実効的な中期目標の策定がなされず、それに向かった着実な対策の進捗は見られない。被控訴人らの神戸石炭火力発電所は2030年に向けての日本における実効的対策の遅れの象徴的施設である。

その結果、深刻化し、今後さらに継続的に悪化していくのは、気候変動による人権侵害なのである。それは既に海面上昇によって国土を失いつつある島嶼国の住民や旱魃に襲われているアフリカの住民など、最も気候変動に寄与していない人々において既に生命・身体・健康被害・居住地や基本財産の喪失として現実化している。同時に、控訴人らもまた年々悪化する猛暑や激化する集中豪雨などで生活面での行動制限・行動変化といった生活被害を受けている。その中でも特に控訴人らに含まれる若い世代は、より熱くより気候変動の激しくより不安定な生活環境に長い期間晒されつつ人生を送ることになることは確実である。

人権侵害を防止し、救済を図ることは裁判所のもっとも重要な使命であり、日本の裁判所の誇るべき伝統である。その役割が果たされるかどうか、世界が見つめている。

公正な判決を心から望むものである。

以上